

# ふれあいまつり 2022 実施要領

## 1 主 催

大口町ふれあいまつり実行委員会／大口町

## 2 日 時

令和4年11月5日（土）、6日（日） **9:30~13:00** ※雨天決行

## 3 場 所

健康文化センター、老人福祉センター、中央公民館（集会室を除く）、総合運動場及び周辺駐車場

## 4 目 的

ふれあいまつりは、町内で活動する団体・事業所・行政が日頃の活動のPR、情報発信をすることで、それぞれの役割への理解を深め、今後の“協働”の可能性を摸索する場づくりとして実施するものです。それぞれの特色を活かした出展、発表をすることにより参加する全ての人々が楽しみを分かち合う中で、参加者同士の「交流とふれあい」を図ります。

## 5 テーマ

『 つながれ ひろがれ いきいき大口！ 』

## 6 出展資格

次のいずれかに当てはまる団体等で、上記目的に賛同し、「ふれあいまつりを一緒につくる」という認識で運営・協力いただけること。

- (1) 大口町内に住所を有する団体・事業所
- (2) 大口町内で活動する団体・事業所
- (3) その他、実行委員会が適当と認める団体・事業所

※暴力団等の関与が認められた団体など、ふれあいまつりの運営に支障があると実行委員会が認めた場合は出展できません。

## 7 出展条件

- (1) 日頃の活動のPR・社会貢献・まちづくりを目的とした出展（展示・活動）であること。
- (2) あらかじめ指定したスペース・時間での出展とすること。
- (3) 本実施要領及び説明会の中で示された注意事項を遵守すること。
- (4) 公共施設内での出展であることを踏まえ、営利主体の活動としないようにすること。
- (5) 大口町ふれあいまつり実行委員とともに会場内の安全監視、ごみひろい、新型コロナウイルス感染予防対策等まつり全体の運営に協力すること。

※出展者の運営協力の内容については、別途調整し割振りをします。

- ・まつり開催中(両日) …交通整理、会場内巡回、会場美化、会場内消毒
- ・1日目まつり終了後…翌日の会場準備（配置転換）
- ・2日目まつり終了後…会場全体の清掃（後片付け）

※ステージ参加者は、ステージ発表後に会場美化へご協力ください。

## 8 説明会

令和4年8月6日（土）健康文化センター 4階

○ステージ 9:30～ ふれあい2      ○出 展 10:00～ ほほえみホール

## 9 出展要領

### (1) 出展者

- ① 出展スペース：テント1張（間口2間×奥行き1.5間）（3.6m×2.7m）

※出展スペースに収まらない大型の展示物等がある場合は、申込書にサイズ・数量などを明記してください。配置等の都合によりお断りする場合があります。

※テント内の人数は、**6人まで(状況により人数を減らす場合があります)**とします。

- ② 貸与物品：机2卓、イス2脚、テント1張

※机 大180cm×90cm 小180cm×45cm より2卓

- ③ 出展に際し、上記物品で足りない場合は、事前申込みにて有償備品の追加が可能です。

テント1張[小型] 3,000円 / 机1卓 **1,100円** / 丸イス1脚 **150円** /  
パネル（90cm×210cm）1組 1,000円

- ④ 屋外で電源を使用する場合は、電気使用料（300円/日）が必要となります。

### (2) ステージ参加者

- ① 申込多数の場合は、抽選とさせていただきます。また、希望日での出演とならない場合もありますので、ご了承ください。

- ② ステージ上の人数は、**20人まで**とします。

**※ステージ上でも必ずマスクまたはフェイスガードを着用してください。**

- ③ 出演時間につきましては準備・片付けを含み1団体 **15分以内**とし、申込書に実際の所要時間を明記してください。

- ④ 出演順は事務局一任とさせていただきますのでご了承ください。

- ⑤ 音源を必要とする場合はCDをお願いします。

- ⑥ ステージではマイク（手持ち）、机、丸イスが使用できます。その他に必要な機材がある場合は、参加者において準備してください。音響機器への接続が必要な場合は、事前に品名、数量などをお知らせください。

- ⑦ ステージ内容によってはお受けできない場合がありますので、ご了承ください。

## 10 注意事項

- (1) 会場内に飲食スペースは設けませんので、飲食物の販売を予定される場合は、**持ち帰り販売のみ**としてください。（アルコール飲料類の販売は禁止）

- (2) 食品の販売を予定される場合は、**「食品衛生責任者」**、**「食品営業許可証」**が必要となります。なお、**販売場所(テント内)での調理はできません**ので、別途**「食品営業許可証」に記載のある場所**で調理し、販売のみ行ってください。この場合、消費期限の表示および原材料等についての成分表示が必要になりますが、調理した人が販売する等、原材料について答えられる場合はこの限りではありません。

- (3) 高価な物品の販売、物品以外のサービス商品等の契約行為、来場者を長時間引き止める営業・勧誘などをしないでください。
- (4) 団体においては、物販等での売上は団体の運営資金や活動費とし、個人に分配しないでください。
- (5) 事業所においては、事業所PR及び地域貢献活動（模擬店を含む）を主とし、自社製品の販売を行う場合は、原則大口町内で生産された物を原材料とするもの又は大口町内で加工・生産された物としてください。ただし、公共性、公益性の高い事業所（障がい者就労支援事業所など）については、この限りではありません。
- (6) 出展に伴い発生したゴミは販売者・参加者が責任をもって回収してください。
- (7) 火気・水・電源を使用する場合は、事前に具体的に報告するとともに、出展場所の配置・調整に協力してください。
- (8) 防寒対策としてストーブを使用する等、火気を使用する場合は、丹羽広域事務組合火災予防条例により消火器の設置が義務付けられています。当日、消火器を設置していない場合は、出展を取り止めていただくこととなりますので、必ず準備してください。
- (9) 電源には限りがありますので、電源を使わない出展にご協力ください。また、雨天時は電源を使用できない場合があります。なお、お支払いいただいた電気使用料の返金はいたしません。
- (10) 出展に当たっては、適用される法律を必ず遵守してください。法律を守らない場合は出展をご遠慮いただくことがあります。

（関連法律）食品衛生法 景品表示法 不正競争防止法 薬事法など

**(11) 以下に記載している新型コロナウイルス感染症対策を必ず遵守してください。**

- ① 搬入出時及び出展時は必ずマスクを着用してください。
- ② 手指消毒、共有物品や手が触れる場所等の消毒を適宜行ってください。
- ③ 当日、37.5℃以上の発熱がある場合や体調不良の際は、参加を控えてください。
- ④ テント内及び待機列では、対人距離の確保に努めてください。
- ⑤ 会場内での大声での会話や呼び込みは控えてください。
- ⑥ 入退場者の管理（検温、名簿の記入等）にご協力ください。
- ⑦ 開催後3日以内に出展者に新型コロナウイルスへの感染又は感染の疑いが発覚した場合は、速やかに主催者に連絡をしてください。
- ⑧ 申込時に感染対策について記載してください。内容によっては出展をお受けできない場合がありますので、ご了承ください。